

寄附金控除が拡充されます

▼控除方式等の変更

控除方式が税額控除方式に変わり、適用額の基準が5千円に引き下げられます。

	改正前	改正後
控除方式	(寄附金-10万円)を 総所得金額等の合計額から所得控除	(寄附金-5千円)×10%を 所得割額から税額控除(基本控除)
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
適用額	10万円を超える寄附金	5千円を超える寄附金

▼控除対象の拡大

これまでの寄附金控除の対象に加えて、所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金の中から県や市が条例で指定することにより、対象が拡大されます。

改正前	改正後
①地方公共団体 ②愛媛県共同募金会 ③日本赤十字社愛媛県支部	改正前の①～③に加えて、県や市が条例で指定した寄附金を対象 ※県・市では、所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金の中から、 県内に主たる事務所を有する社会福祉法人、学校法人等に対するものを 対象として指定しています。

▼地方公共団体に対する寄附金税制の見直し(ふるさと納税)

地方公共団体(西条市など)に対する寄附金については、特例控除を計算し、基本控除に加えて控除することができます。このため、5千円を超える部分の寄附金は、一定の限度額まで所得税の控除とあわせて全額控除されます。

特例控除の計算方法

$[\text{寄附金} - 5 \text{千円}] \times [90\% - (0 \sim 40\%)] \dots$ 特例控除

※0～40%は寄附者の所得税率に応じて決められます。

※特例控除額は、個人市県民税所得割額の10%が上限となります。

- 計算例 地方公共団体に4万円を寄附した場合(給与収入700万円で夫婦2人、所得税の税率10%、個人住民税所得割額が29万3,500円の場合)
 - ① 寄附金4万円のうち、5,000円を差し引いた3万5,000円が適用額になります。
 - ② 基本控除は、3万5,000円×10%=3,500円
 - ③ 特例控除は、3万5,000円×(90%-10%)=2万8,000円
 - ④ ②と③を合わせた3万1,500円を市県民税所得割から税額控除します。
 - ⑤ 上記のほか、所得税で3,500円が軽減されるため、総額で3万5,000円の寄附金控除を受けることができます。

寄附金控除を受けるには、所得税の確定申告や市への申告が必要です。詳しくはお問い合わせください。

個人市県民税改正についてのお問い合わせ先

市庁舎本館市民税課	市民税係	TEL0897-52-1317 (直通)
東予総合支所税務課	税務係	TEL0898-64-2700 内線121
丹原総合支所税務課	税務係	TEL0898-68-7300 内線214
小松総合支所税務課	税務係	TEL0898-72-2111 内線114